

社会福祉法人 純晴会 役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第21条の規定に基づき、社会福祉法人純晴会（以下「法人」という。）役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員は無報酬とする。

(費用)

第4条 法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程について必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。